

令和5年第4回北海道議会定例会 一般質問 開催状況
(経済部資源エネルギー局資源エネルギー課)

開催年月日 令和5年12月5日
質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員
答弁者 知事、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 特定放射性廃棄物最終処分等について (一) 対話の場における道の発言について (丸山議員) 寿都町、神恵内村で行われている文献調査が、当初の2年を大幅に超過し3年を超えました。概要調査移行の判断は知事が行うこととなります。 寿都、神恵内両町村では、これまで合計33回の「対話の場」が開かれています。オブザーバーとして参加している道は何回発言を行い、どのような内容だったのか伺います。</p> <p>(二) 道の分析について (丸山議員) 「対話の場」では、参加者からの疑問や質問が出され、国やNUMOが答える方式で進められています。出された質問や回答について、どのように情報共有をしているのですか。国やNUMOの回答に道として質問を行う必要性は一度もなかったのですか。「対話の場」での回答は、知事が概要調査移行の是非を判断する上で重要な要素だと考えますが、疑問・質問や回答の内容について、庁内で疑問点や課題について分析し、どうまとめてきたのですか。どのような会議でどのような内容を検討されたのですか。あわせて伺います。</p> <p>(三) 概要調査への移行判断について (丸山議員) 「対話の場」でどのような議論がされようとも、条例が存在している以上、如何なる説明を国やNUMOが行ったとしても概要調査への移行は反対だということですか。お答えください。</p>	<p>(経済部長) 文献調査における「対話の場」についてであります。NUMOでは、地層処分事業や地域の現状・課題について、賛否に関わりなく、地域住民の皆様が議論する場として、寿都町及び神恵内村それぞれにおきまして、「対話の場」を開催しており、道では、この「対話の場」に、寿都町は第3回から、神恵内村は第2回から、オブザーバーとして参加しております。 道といたしましては、これまで、合計2回の「対話の場」で、質問に答える形で複数回発言しており、具体的には、寿都町の第4回「対話の場」におきまして、道がオブザーバー参加している理由と概要調査に移行しようとする場合の道の考え方を説明したほか、神恵内村の第5回「対話の場」におきましては、道の条例の内容や制定経過、文献調査に関する道の考え方などを説明しており、今後も、「対話の場」の構成員の皆様から求めがあれば、必要な説明を行ってまいります。</p> <p>(経済部長) 「対話の場」の内容についてであります。道では、オブザーバーとして参加した職員が、参加者の主な発言などをまとめ、その結果を文書などにより、関係する幹部職員に共有しております。 道といたしましては、「対話の場」は、地域住民の皆様が議論する場として開催されているという趣旨や、道はオブザーバーとしての参加であることを踏まえ、議論された内容につきましては、参加者の声として受け止めているとともに、今後、NUMOにおきまして「対話の場」の総括が行われ、国の審議会に報告されることから、その推移を注視してまいります。 また、道では、これまでも、必要に応じて国やNUMOから情報を収集するとともに、説明に疑義や不足があれば、追加情報を求めるなどしており、今後とも、適時適切に対応してまいります。</p> <p>(知事) 高レベル放射性廃棄物の最終処分についてであります。道の条例は、道議会においてご議論をいただき制定され、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに立つものであり、現在まで20年以上にわたって、その役割を果たしてきたことは尊重すべきと考えております。 道としては、寿都町及び神恵内村の文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明にあたっては、NUMOの報告書が取りまとめられ、必要な国の手続きが経られた後に、道議会でご議論はもとより、さまざまな機会を通じて把握した市町村や道民の皆様のご意見も踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 二 特定放射性廃棄物最終処分等について (丸山議員) 知事は「核抜き条例」が20年以上に渡り役割を果たしてきたと述べましたが、その役割は今後も続くと認識しているのか、伺います。 道はわずか2回の「対話の場」でしか発言せず、疑問や質問内容について結果共有のみにとどまっています。対話の場の総括が国の審議会に報告されるまで、道としては何らの分析も行わないということなのでしょうか。概要調査への移行判断に対話の場での議論経過をどう踏まえるのか、あわせて伺います。</p>	<p>(知事) 高レベル放射性廃棄物の最終処分についてではありますが、道としては、「対話の場」の開催趣旨等を踏まえ、議論された内容については、参加者の声として受け止めるとともに、「対話の場」の総括の推移を注視してまいります。 私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに立って制定された条例の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明にあたっては、道議会でのご議論はもとより、さまざまな機会を通じて把握した市町村や道民の皆様のご意見も踏まえ、適切に対応してまいります。</p>